

## 海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

この実施要項は、海老名市が平成 29 年 3 月に策定した海老名市公共施設再編（適正化）計画（公共施設等総合管理計画）（以下「再編計画」という。）の改定案を作成するにあたり、必要な実績・知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものです。

### 2 プロポーザルの概要

#### (1) 名称

海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託公募型プロポーザル

#### (2) 主催者

海老名市

#### (3) 担当部署

海老名市役所 財務部営繕課 計画・修繕係

#### (4) 選定方法

本プロポーザルでは、選定委員会を設置し二段階方式で審査を行います。一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査提出書類に関する必要な確認及び企画提案書についてのプレゼンテーションとヒアリングを行います。

#### (5) 審査結果の通知等

審査結果はそれぞれの審査対象者全てへ通知すると共に、二次審査結果は市ホームページで公表します。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。

#### (6) 情報公開

審査結果の情報について海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は、市が判断します。

また、最優秀提案者特定後、次の事項を市のホームページに掲載し、本プロポーザル選考期間終了後も公開の対象とします。

- ① 業務名
- ② 業務概要
- ③ 提案者の名称（契約締結後においては、最優秀提案者及び最優秀提案者以外の提案者の名称）
- ④ 所管課の名称
- ⑤ その他必要事項

### 3 業務の概要

#### (1) 業務名

海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別添「海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務履行場所

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所

#### (4) 委託期間

令和 4 年 5 月 30 日から令和 5 年 12 月 22 日まで

#### (5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和 4 年度 金 8,000,000 円

令和 5 年度 金 3,400,000 円

委託料合計 金 11,400,000 円

※なお、ここに示す金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模の想定金額です。

### 4 参加資格

このプロポーザルに参加し最優秀提案者となることができる者は、本プロポーザル告示日現在において、次に掲げる全ての要件を備えている者としてします。

ただし、この告示から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合はプロポーザルに参加し最優秀提案者になることができません。

- (1) 告示日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 公共施設等総合管理計画の策定又は改定業務委託契約を地方自治体等との間で締結した実績を 2 件以上有すること。

## 5 配布書類

### (1) 配布期間

令和4年4月7日（木）から令和4年5月6日（金）まで

### (2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

### (3) 配布書類一覧

ア 海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

イ 海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託仕様書

ウ 海老名市公共施設再編（適正化）計画改定支援業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準

エ（第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書

オ（第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書

カ（提案様式1）質問書

キ（提案様式2）会社概要説明書

ク（提案様式3）業務実績書

ケ（提案様式4）業務実施体制確認書

コ（提案様式5）企画提案書

サ（提案様式6）業務工程表

シ（提案様式7）見積書

ス（提案様式8）非公開としたい情報届出書

セ（提案様式9）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

ソ（資料1）提出書類一覧表

※この他、参加資格を有する者には、参加資格確認結果通知書と共に市が提示する作業スケジュール（案）を参考に配布する予定です。

## 6 最優秀提案者特定までのスケジュール

| 番号 | 項目           | 期間等                    | 備考（提出書類等）  |
|----|--------------|------------------------|--|
| 1  | プロポーザル告示     | 令和4年4月7日<br>（木）        |  |
| 2  | 質問書受付期限      | 令和4年4月14日<br>（木）正午まで   | カ（提案様式1）質問書  |
| 3  | 質問への回答期限     | 令和4年4月18日<br>（月）（随時回答） |  |
| 4  | 参加意向申出書の受付期限 | 令和4年4月21日<br>（木）午後5時まで | エ（第1号様式）参加意向申出書<br>キ（提案様式2）会社概要説明書<br>ク（提案様式3）業務実績書<br>ケ（提案様式4）業務実施体制確認書 |

|    |                       |                        |   |
|----|-----------------------|------------------------|---|
| 5  | 参加資格確認結果の通知、提案書等の提出要請 | 令和4年4月25日<br>(月) (予定)  |   |
| 6  | 提案書等の提出期限             | 令和4年5月6日<br>(金) 午後5時まで | オ(第4号様式) 提案書等提出意思確認書<br>コ(提案様式5) 企画提案書<br>サ(提案様式6) 業務工程表<br>シ(提案様式7) 見積書<br>ス(提案様式8) 非公開としたい情報届出書 |
| 7  | 一次審査<br>(書類審査)        | 令和4年5月13日<br>(金)       | ※選定委員による書類審査のため出席不要です。  |
| 8  | 一次審査結果通知              | 令和4年5月16日<br>(月)       |   |
| 9  | 二次審査                  | 令和4年5月23日<br>(月)       | プレゼンテーション及びヒアリング  |
| 10 | 審査結果通知                | 令和4年5月26日<br>(木)       |   |

※日付は予定のため変更の場合があります。

## 7 質問及び回答

プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けます。

|         |  |
|---------|--|
| 提出方法    | カ (提案様式1) 質問書により、電子メールにて提出してください。<br>なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。 |
| 回数      | 提案者ごとに1回まで。<br>ただし、回答内容に対し再質問を要する場合はご相談ください。                     |
| 提出先アドレス | eizen@city.ebina.kanagawa.jp                                     |
| 提出期限    | 令和4年4月14日(木) 正午まで  |

質問は受け付け後2営業日以内、回答は質問掲載後3営業日以内を目安に随時ホームページに掲載します。

## 8 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出てください。

|      |   |
|------|---|
| 提出書類 | 次の書類を9部（正本1部、副本8部）提出してください。（エについては正本のみに添付）。<br>※副本には、記入欄があっても提案者名（会社名）を表示しないこと。<br>エ （第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書<br>キ （提案様式2）会社概要説明書<br>ク （提案様式3）業務実績書<br>ケ （提案様式4）業務実施体制確認書 |
| 提出期限 | 令和4年4月21日（木）午後5時まで（郵送の場合、必着）  |
| 提出先  | 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1<br>海老名市役所 財務部営繕課 計画・修繕係   |
| 提出方法 | 郵送又は持参してください。<br>※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。<br>※持参の場合：提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。  |

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行い、確認結果について文書で通知するとともに、参加資格を有していることが確認できた者に対して提案書等の提出を要請します。

## 9 審査

### (1) 審査の対象者

審査の対象となる者は、参加意向申出をした者のうち参加資格を有することが市から認められ、その旨の通知を受けた者としてします。

### (2) 最優秀提案者の特定方法

審査は、各評価項目について、一次審査及び二次審査を行います。

いずれも、各選定委員の得点により、選定委員毎に順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により判断します。

なお、一次審査、二次審査とも順位点の合計が同点となった場合は、次により上位者を決定します。

- ① 評価基準中の評価項目「企画提案」の合計点が高い者
- ② ①が同じであった場合、評価基準表中の「受託者の適正」の合計点が高い者
- ③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

### (3) 一次審査

一次審査では、配点された順位点の合計点により、上位3者を二次審査対象者として選出します。

なお、選定委員会による書類審査となるため、提案者の出席は不要です。

審査方法等については、次のとおり。

|           |   |
|-----------|---|
| 提出書類      | 次の書類を9部(正本1部、副本8部)提出してください。(オ、スについては正本のみに添付)。<br>※副本には、記入欄があっても提案者名(会社名)を表示しないこと。<br>オ (第4号様式) 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書<br>コ (提案様式5) 企画提案書<br>サ (提案様式6) 業務工程表<br>シ (提案様式7) 見積書<br>ス (提案様式8) 非公開としたい情報届出書 |
| 提出期限      | 令和4年5月6日(金)   |
| 一次審査実施日   | 令和4年5月13日(金)<br>(出席不要)  |
| 評価基準      | 「海老名市公共施設再編(適正化)計画改定支援業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査を実施します。   |
| 一次審査結果の通知 | 令和4年5月16日(月)以降<br>一次審査結果は、対象者全員へ個別に文書で通知します。<br>また、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。   |

#### (4) 二次審査

二次審査では、順位点の合計に基づき順位を決定し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。

ただし、一次審査における点数は引き継ぎません。

審査方法等については、次のとおり。

詳細は一次審査結果とともに送付する通知で確認してください。

|           |  |
|-----------|--|
| 二次審査実施予定日 | 令和4年5月23日(月)   |
| 審査内容      | ① 企画提案書に関するプレゼンテーション<br>② 提案者に対するヒアリング                   |
| 出席人数      | 3人以内とします。  |
| 審査時間      | プレゼンテーション: 20分以内とします。<br>ヒアリング: 20分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。 |
| 評価基準      | 「海老名市公共施設再編(適正化)計画改定支援業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査       |

|           |   |
|-----------|---|
|           | を実施します。   |
| 二次審査結果の通知 | 二次審査結果は、対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載します。   |
| 機器等について   | <p>プレゼンテーションに必要な機器は持参してください。<br/>         なお、次の機器は市で用意したものを使用しても構いません。</p> <p>① プロジェクター（HDMI 端子）<br/>         ② V G A端子ケーブル（1 0 m）<br/>         ③ HDMI ケーブル（5 m）<br/>         ④ ドラムリール（2 0 m）<br/>         ⑤ スクリーン（1 2 0 c m×1 6 0 c m）<br/>         ⑥ レーザーポインター（緑）</p> |

## 1 0 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用してください。
- (2) 一次審査における企画提案書及び二次審査における説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、10 ページ以内の構成としてください。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできません。
- (3) 提出書類等は、原則としてA 4 縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5 ポイント以上）を用いてください。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA 3 横型の使用も可とします。
- (4) 異なる様式等の両面複写は行わないでください。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。また、正本と副本とが識別できるよう提出してください。副本については、提案者名を記載しないでください。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めません。

## 1 1 最優秀提案者の取扱

- (1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断した場合は、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。
- (2) 契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。
- (3) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款によります。

## 1 2 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

## 1 3 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。
  - ア 本プロポーザルに関する費用
  - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
  - ウ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。なお、非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「ス（提案様式8）非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。
- (5) 「エ（第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「セ（提案様式9）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- (9) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規定に準じます。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。

以上